



7月28日は世界肝炎デー

〈問い合わせ〉健康長寿課健康推進係 TEL 25-2115

肝炎の原因

- 第1位 肝炎ウイルス
- 第2位 アルコール

放っておくと、
肝硬変や**肝がん**に
進むことが！



「健康を守るための12の飲酒ルール」

これをもとに、自分や家族の飲酒習慣を見直しましょう！

- | | |
|--|---------------|
| ①1日飲酒量はアルコール20g以下
(20g以下≒ ビール500ml、日本酒180ml、
焼酎120ml、チューハイ350ml) | ⑥寝酒は極力控えよう |
| ②女性・高齢者は少なめに | ⑦週に2日は休肝日 |
| ③赤型体質も少なめに
(お酒ですぐに赤面する体質のこと) | ⑧薬の治療中は禁酒 |
| ④たまに飲んでも大酒しない | ⑨入浴・運動・仕事前は禁酒 |
| ⑤食事と一緒にゆっくりと | ⑩妊娠中・授乳中は禁酒 |
| | ⑪依存症者は生涯断酒 |
| | ⑫定期的に検診を |

出典：「飲酒のガイドライン」(厚生労働省) (e-healthnet.mhlw.go.jp)

直方市では**無料**の肝炎検査を実施しています

対象者：令和5年3月31日時点で40,45,50,55,60,65,70歳の方

※検査を受けたことがある方、肝炎治療中の方は対象外です

対象の方には、5月中旬に案内をお送りしています。

今年度対象の方は**来年度は対象外のため、今年度中に検査を受けましょう！**

福岡県も無料の肝炎検査を実施しています。詳しくはこちらをご覧ください。→



介護保険料・後期高齢者医療保険料の納付書、通知書を郵送します

問い合わせ…保険課高齢者保険料係 (TEL 25-2116)

普通徴収

《納付書》

対象…納付書で納付する人

送付書類…通知書・納付書

納入方法…金融機関・コンビニエンスストア、Paypay・LINE Payでの納付

※毎週木曜日の窓口延長時は保険課窓口でも受け付け可能

納付は便利な□座振替で

納付書を使って納付している人は、ぜひ□座振替をご利用ください。

《□座振替》

対象…□座振替で納付する人

送付書類…通知書

納入方法…□座振替

《納付書、□座振替共通》

送付時期…7月中旬

納期限…7月～来年3月までの毎月末日（12月のみ25日）

※末日が土日祝日の場合は金融機関の翌営業日

※□座振替で納付する人には、来年1月中旬に□座振替済通知書を送付予定

特別徴収

対象…年金から天引きで納付する人

送付書類…通知書

納入方法…年金天引き

送付時期…7月下旬

※後期高齢者医療保険料については、申請により特別徴収から□座振替に変更できます。

保険料の計算 (令和4年度)

$$\text{保険料額 (年額)} = \text{均等割額 } 56,435 \text{ 円} + \left(\frac{\text{所得割額}}{\text{所得割率}} \right) \times \text{所得率 } 10.54\%$$

所得割額: 総所得金額等 - 43万円 (基礎控除額)

※保険料は、年額66万円が上限です。 ※保険料は、福岡県内どの地域でも同じ基準で計算されます。
※基礎控除額は、合計所得金額が2,400万円以下の場合43万円ですが、2,400万円を超える場合は異なります。

後期高齢者医療保険料の計算方法が変更になりました

保険料は、世帯の状況と令和3年中の所得金額を基に計算を行い、決定しています。
※「世帯の状況」とは、令和4年4月1日時点の世帯（年度中に75歳になる人、県外から転入された人等はその時点）の状況を基準にしています。

10月から2割負担導入
被保険者証が2回更新されます

後期高齢者医療被保険者証を郵送します

問い合わせ…保険課医療保険係 (TEL 25-2113)

8月1日から使用できる被保険者証（水色）は7月下旬に特定記録にて郵送します。

※有効期限は9月30日までです。

10月1日から使用できる被保険者証（桃色）は9月下旬に特定記録にて郵送します。

保険証使用開始の前日までに届かない場合は、お問い合わせください。保険料の滞納がある場合は、通常より有効期限が短い被保険者証を窓口でお渡しすることがあります。

《自己負担割合をい確認ください》

医療機関で受診する際の医療費の自己負担割合は1割または3割です。前年の所得をもとに、今年8月からの自己負担割合を判定します。同じ世帯の被保険者で市民税の課税所得が145万円以上の人がいる場合には3割となります。ただし、市民税の課税所得が145万円以上であっても、次の①または②に該当する場合は、申請すれば1割の自己負担割合となります。

①同じ世帯の被保険者が2人以上

同じ世帯の被保険者全員の収入の合計額が520万円未満

②同じ世帯の被保険者が本人のみ

(ア)本人の収入が383万円未満

(イ)本人と同じ世帯の70歳

74歳までの人の収入の合計が

520万円未満

《限度額適用（標準負担額減額）認定証が更新されます》

現在の限度額適用（標準負担額減額）認定証の有効期限は令和4年7月31日です。すでにお持ちの人で、令和4年度も認定証を発行できる人には、8月1日からの新しい認定証を被保険者証とは別に7月下旬に郵送します。

限度額適用・標準負担額減額認定証とは

認定証を医療機関へ提示することにより、入院・外来の医療費の自己負担限度額や、入院時の食事・居住費の負担が軽減されます。

対象…市民税が非課税の世帯に属する人

申請に必要なもの…被保険者証

※非課税証明書など収入額を証明するものや、入院期間を確認できるものが必要になる場合があります。

限度額適用認定証とは

認定証を医療機関へ提示することにより、入院・外来の医療費の自己負担が限度額までとなるものです。

対象…負担割合が3割の被保険者の中で、所得が一定額未満の人
申請に必要なもの…被保険者証